

福知山市中小事業者物価高騰等 緊急支援金

原油価格、物価高騰等により影響が生じている
市内事業者の事業継続を支えるため、支援金を支給します

支給
内容

法人又は団体 **15万円**
個人事業主 **8万円**

申請
期間

令和6年1月22日～
3月22日(当日消印有効)
予算に達し次第終了

申請
方法

郵送

簡易書留、レターパック
など 配送状況を確認
できるもの

宛
先

〒620-8501 福知山市字内記13-1
福知山市産業政策部産業観光課
(中小事業者物価高騰等緊急支援金担当) 宛

- 令和5年1月16日から3月31日まで実施した「福知山市中小事業者物価高騰等緊急支援金」を受給された事業者には本市から申請用紙を送付します(令和6年1月中旬発送予定)。
- 今回初めて申請される事業者は、市ホームページから様式をダウンロードしてください。

受給
要件

主な条件

- 令和5年12月1日以前に事業を開始した中小企業者又は団体であること。
- 法人は本市に本店があること。

団体は本市に主たる事務所があること。

個人事業主※は本市に個人の住所地があること。

※市内に店舗があっても市外に住所地がある場合は対象外です。

- 市税の滞納がないこと。

- 個人事業主は原則として国民健康保険証を有していること。

・副業等により事業を営まれている方、社会保険に加入の方、社会保険上
家族に扶養されている方は対象外です。

対象者

- 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者
(専業農家やフリーランスを含みます。)

- 申請日時時点で常時使用する従業員(パート、アルバイトを含みます。)が
100人以下の団体

(例) 一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、
医療法人、社会福祉法人、農事組合法人、NPO法人、学校法人等

New

★事業的規模で不動産貸付業、駐車場業を営んでいると判断できる個人事業
主も対象となります。

例) 不動産貸付業：一戸建10棟以上 or 一戸建以外(アパート等)10室以上 駐車場業：駐車場台数10台以上

《詳細は市HPをご確認いただくか、下記までお問い合わせください。》

相談
問合せ

福知山市産業政策部
産業観光課

京都府福知山市字内記13-1

電話

0773-45-4822

※1月19日までは0773-24-7075

FAX

0773-23-6537

Mail

sankan@city.fukuchiyama.lg.jp

